

セブン銀行 ATM による口座開設に関する特約

株式会社北洋銀行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) 「セブン銀行 ATM による口座開設に関する特約 (以下「本特約」といいます)」は、セブン銀行 ATM で開設した株式会社北洋銀行 (以下「当行」といいます) の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「キャッシュカード規定 (個人用) ・ IC カード特約」 (以下総称して「各種規定」といいます) が準用されます。なお、各種規定と本特約が相違する場合には、各種規定の定めにかかわらず、本特約が優先して適用されるものとします。
- (3) 本特約において使用される語句は、本特約において定義されるもののほかは各種規定に従います。

2. (利用条件)

- (1) 以下の条件をすべて満たす方が、セブン銀行 ATM による口座開設 (以下「本サービス」といいます) をご利用いただくことができます。
 - ① 北洋銀行に普通預金口座をお持ちでないの個人のお客さま (事業用口座は対象外)
 - ② 日本国籍をお持ちで、北海道に居住し、居住地国 (現在まで引き続いて 1 年以上住んでいる国) が日本であるお客さま
 - ③ 15 歳以上 (中学生除く) のお客さま。3 月 15 日～3 月 31 日の間はお申込み日時点で 15 歳以上の中学生の方も対象
 - ④ マイナンバーカードによる公的個人認証が利用可能である
 - ⑤ ミドルネーム (中間名) を持っていない
 - ⑥ 外国の要人 (外国の政府等に類する機関で重要な地位に就いていたことがある、またはその家族) に該当しない
- (2) お申込みの際にご入力いただく携帯電話番号に誤りがある場合、お客さまに連絡することなく本サービスを無効とする場合がございます (ご入力いただいた番号へのショートメッセージが届かない場合など)。

3. (取引の開始)

- (1) 口座開設の可否、および口座開設店は、当行所定の基準により決定します。
- (2) 本サービスにより作成した普通預金口座に係る預金契約は、当行が所定の口座開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に成立するものとします。ただ

し、郵便で送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

- (3) 本サービスにより作成した預金口座の取引開始に際しては、普通預金口座を開設し、キャッシュカードを発行します。

4. (通帳の取扱い)

- (1) 本サービスにより作成した普通預金口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等は「北洋銀行アプリ」を利用してお客さま自身で確認することができます。
- (2) 通帳の発行を希望する場合は、最寄りの本支店窓口で顔写真付きの本人確認書類、およびキャッシュカード、またはスマートフォンの画面（「北洋銀行アプリ」等にログインした状態）を提示いただき、当行所定のお手続きが必要になります。その際、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

5. (印鑑の取扱い)

- (1) 本サービスにより作成した普通預金口座は印鑑レス口座となります。窓口で預金の預入れ、払戻し、解約をする際は、顔写真付きの本人確認書類、およびキャッシュカード、またはスマートフォンの画面（「北洋銀行アプリ」等にログインした状態）をご提示ください。
- (2) 印鑑の届出を希望する際には、最寄りの本支店窓口でキャッシュカードおよび顔写真付きの本人確認書類を提示いただき、当行所定のお手続きが必要になります。

6. (マル優の取扱い)

本口座では、マル優のお取扱いはできません。

7. (届出事項の変更等)

- (1) 住所、氏名、電話番号、E メールアドレス等当行への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当行に届け出てください。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が完了するまでの間に変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行は責任を負いません。
- (2) お客さまが当行に届け出た住所、電話番号または E メールアドレスが、お客さまの責に帰すべき事由によりお客さま以外の方の住所または E メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 届出事項に変更があった場合、届出の前に生じた損害について当行は責任を負い

ません。

- (4) 届出の住所・氏名あてに送付した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとします。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

8. (特約の変更)

本特約の内容および関連規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに提示する等の方法により周知します。

以 上

(2025 年 5 月 19 日現在)